

開催年月日 平成29年12月12日
 質問者 日本共産党 菊地 葉子 委員
 答弁者 知事

質問要旨	答弁要旨
<p>二 カジノ等の状況について （一）道内カジノの客層について （菊地委員） カジノ等の状況について、何点か伺います。 各部審査で、これまでカジノの公益性とされてきたインバウンド等の経済効果に対する疑問について取り上げました。 道の行った調査結果においてIR事業者の半数が主な客層を日本人中心と考えていることについて、知事の受け止めに伺います。</p> <p>（二）カジノによるマイナス面の経済的影響について （菊地委員） カジノでは経済効果のプラス面が強調されていますが、カジノへ客が流れることでカジノ立地自治体以外の自治体では消費の落ち込みや税収の減少等のマイナスの経済波及効果も生まれます。 インバウンド効果や雇用拡大による公益性ばかり強調されますが、カジノの経済的影響によるマイナス面も的確に分析されないままでは、現在の道の試算は一面的なものになるのではないのでしょうか。 道は、カジノによるマイナス面の経済的影響について、なぜこれまで一度も分析を行ってこなかったのか、伺います。</p> <p>（二）－再 カジノによるマイナス面の経済的影響について （菊地委員） IRが本道の振興に資する制度設計になり得るかどうかを客観的に判断するためにも、カジノによるマイナス面の経済的影響に関する分析が必要なのではないかと思うのですが、再度答弁を求めます。</p> <p>【指摘】 （菊地委員） 本道の振興に資する面だけが強調されているのは一面的だと改めて指摘しておきます。</p>	<p>（知事） IRを訪れる客層についてであります。平成26年度に道が実施した調査においては、海外IR事業者14社の内、7社において主な客層を「日本人中心」と想定している旨の回答があったものであります。 一方、IRの利用者数は、どのような事業計画を策定するかにより大きく変動するものであります。一定の投資額を前提とした場合、外国人観光客を含め、相当数の利用が見込まれるものと試算をしているところであります。 現時点においては、具体的な国の考え方が明らかになっていないことから、道といたしましては、IRの導入について判断できる状況にはございませんが、IRの集客人数やその客層の想定は、各IR事業者が、北海道でどのようなIRを計画するかによって異なるものと考えるところであり、IR事業者の考え方も踏まえて、その導入について検討を行うこととなるものと考えるところであります。</p> <p>（知事） IRの導入に伴う影響についてであります。IR推進法では、IRの整備においては、「滞在型観光を実現をし、地域経済の振興に寄与する」ことなどを基本理念としているところであります。 道といたしましても、IRは、インバウンドの加速化など観光振興や地域経済の活性化、雇用の創出といった面で大きな効果が期待されると考えるところであり、経済的影響も含め、IRが本道の振興に資する制度設計になり得るかどうかが、IR実施法の検討状況を注視するとともに、IR事業者からのヒアリングなどを通じて、国の動きにも適切に対応できるよう検討を深めてまいります。</p> <p>（知事） IRの導入に伴う影響についてであります。IR実施法の内容など、具体的な国の考え方が明らかになっていないことなどから、現時点ではIRの導入について判断できる状況にはないと認識を致します。 道といたしましては、経済的影響も含め、IRが本道の振興に資する制度設計になることが重要と考えており、今後とも国の動向を注視するとともに、地域における検討状況やIR事業者からのヒアリングなどを通じて、国の動きにも適切に対応できるよう検討を深めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(三) カジノ設置によるギャンブル依存症患者の推計について (菊地委員) 各部審査で、国はカジノ設置によるギャンブル依存症患者の推計調査を行っていないと答弁されましたが、知事はギャンブル依存症患者の推計は国が行わなければ道も行う必要がないと考えているのでしょうか、伺います。</p> <p>(四) カジノの経済的影響の調査について (菊地委員) 一面的な経済効果の予測だけではなく、カジノによるマイナス面の経済効果の存在をまず認めることが必要だと思います。海外でも同様の調査は既に行われています。道がカジノ導入に伴う社会的影響調査を行っているというのなら、カジノ導入によるマイナス面の経済効果やギャンブル依存症患者の推計など、これらは絶対に必要な調査です。いつまでに行うべきと考えているのか、最後にお伺いします。</p> <p>【指摘】 (菊地委員) 国の対策を待つまでもなく、カジノが北海道に及ぼす影響ですね、様々な角度から調査分析し、道民に客観的な情報を提供するのが知事としての責任ではないでしょうか。そのことを指摘しまして、私の質問を終わらせていただきます。</p>	<p>(知事) ギャンブル等依存症対策についてであります。国においては、I Rに限らずギャンブル等依存症対策について、関係行政機関が連携をし、必要な取組を徹底的かつ包括的に講じていくため、パチンコを含む既存のギャンブル等依存症の実態に関する全国調査を行っており、今後においても正確な実態を把握できるよう継続的な調査の実施方策について検討を進めることとしていただいております。</p> <p>道といたしましては、まずは、国において、ギャンブル等依存症に関する検討を進めるとともに、必要な対策を講じることが必要と考えており、こうした国の状況も踏まえ、道内における依存症対策を推進をまいります。</p> <p>(知事) I Rの社会的影響などについてであります。I Rはインバウンドの加速化に向けた大きな推進力になる一方で、ギャンブル依存症などの社会的影響を懸念する声もあるなど、さまざまなご意見があるものと認識を致します。</p> <p>このため、道では、I Rの導入に伴う社会的影響や北海道全体に及ぼす需要予測に関する調査を行っているところであります。</p> <p>道といたしましては、I Rが本道の振興に資する制度設計になり得るかどうかが、国の動向を注視するとともに、ギャンブル依存症などの社会的影響に対する万全の対策が盛り込まれた制度設計が確実に行われるよう、引き続き、国に対し必要な対策を求めてまいります。</p>